

令和 5 年 3 月 31 日

東みよし町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

東みよし町農業委員会
会長 横関 博美

「農業委員会等に関する法律」第 7 条に基づき、東みよし町農業委員会にかかる標記の指針を下記のとおり定める。

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

東みよし町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域では、耕作者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止・解消に努める。

また、平地・中山間地域ともに担い手が不足しており、新たな担い手の創出と担い手への農地の集積・集約化に向けて農地中間管事業の活用等に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業を目指すため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化が進んでいくよう、東みよし町農業委員会の指針として、具体的な目標を以下のとおり定める。

第 2 具体的な目標

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標面積

	管内の農地面	遊休農地面積	遊休農地の割合
現状 (令和 4 年 4 月)	785ha	84ha	10.7%
3 年後の目標 (令和 7 年 4 月)	780ha	79ha	10%

(2)遊休農地の発生防止・解消に向けた推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

ア 農業委員と推進委員の相互協力により農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用に関する現場活動については、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携

ア 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付けの意向のある農地については、速やかに貸付けの手続きを行う。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	集積面積	集積率
現状 (令和 4 年 4 月)	785ha	95ha	12.1%
3 年後の目標 (令和 7 年 4 月)	780ha	125ha	16.0%

(2)担い手への農地利用集積に向けた推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

各地域の「人・農地プラン」の作成・見直し時に農業委員と推進委員が集落に入り、積極的に関与する。

②農地中間管理事業の推進

農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングによる農地中間管理事業の活用を推進する。

3 新規参入の促進について

(1)新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人）
現状 （令和4年4月）	1 経営体
3年後の目標 （令和7年4月）	1 経営体

(2)新規参入者の促進に向けた推進方法

①関係機関との連携について

農地中間管理機構、三好農業支援センター、農協、土地改良区、地域自治会等との連携を図る。

②農業委員会のフォローアップ活動について

新規参入者の地域の受入条件の整備を促進するとともに、就農後の安定した経営が図れるよう指導・助言等を行う。